

「ゾーン30」の整備について

1 「ゾーン30」とは

2 生活道路における交通事故発生状況（石川県内）

3 「ゾーン30」における主な対策内容

4 「ゾーン30」Q&A

5 「ゾーン30」の整備事例

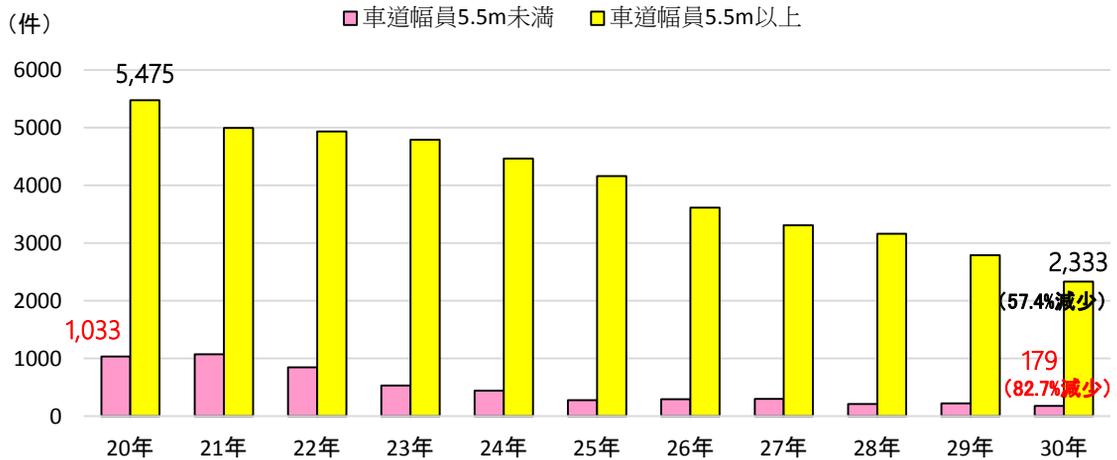
6 石川県内「ゾーン30」整備状況（H31.3現在）

1 「ゾーン30」とは

生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域(ゾーン)を定めて最高速度30キロメートル毎時の速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路対策です。

2 生活道路対策の必要性

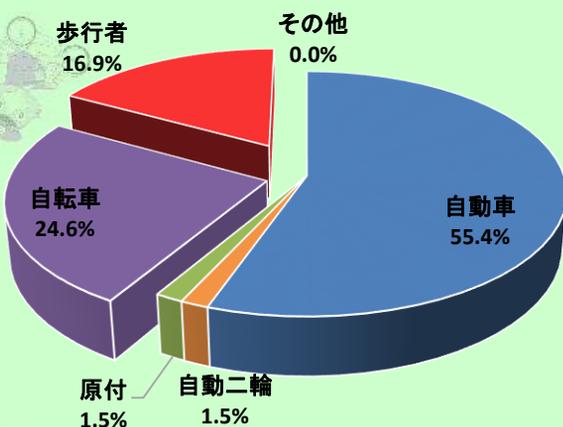
車道幅員5.5メートル以上の道路における交通事故件数は10年前と比較して57.4%減少しているのに対し、生活道路と考えられる車道幅員5.5メートル未満の道路における交通事故件数は82.7%と大幅に減少しています。



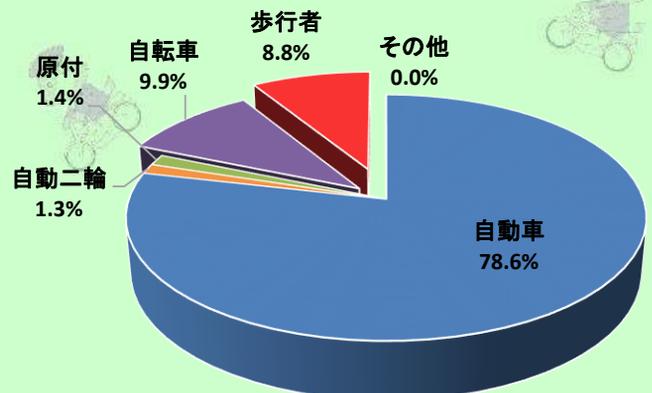
車道幅員で見た交通事故の発生状況

幹線道路に比べて生活道路では、交通事故死傷者全体に占める歩行中の死傷者や自転車乗用中の死傷者の割合が高くなっています。

車道幅員5.5メートル未満の道路



車道幅員5.5メートル以上の道路



道路幅員別・状態別の交通事故死傷者の構成率(平成30年中)

3 「ゾーン30」における主な対策内容

～対策のポイント～

- ゾーン内における走行速度の抑制
- 通過交通（抜け道としての通行）の抑制・排除

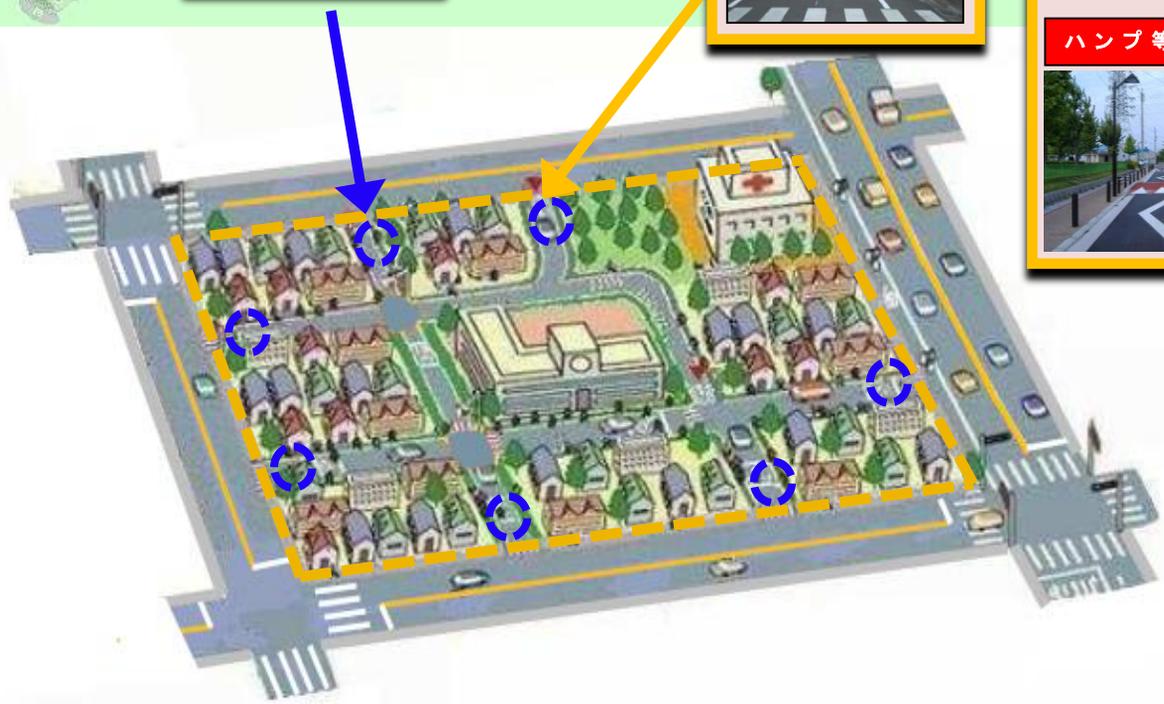
ゾーン入口の対策

標識・表示の設置により、ドライバーに対し、ゾーンの入口を明示



ゾーン内の対策

最高速度30キロメートル毎時の区域規制の実施、路側帯の設置・拡幅と中央線抹消、物理的デバイス(ハンプ等)の設置等による速度抑制や、通行禁止等の交通規制の実施による通過交通の抑制・排除



< 凡 例 >

- 対策名** 公安委員会の対策
- 対策名** 道路管理者の対策
- 対策名** 公安委員会又は道路管理者の対策

4 「ゾーン30」Q&A

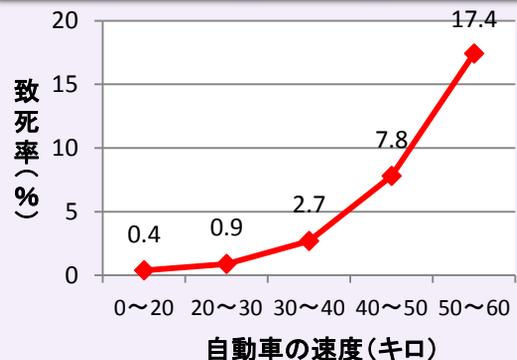
Q 1 「ゾーン30」の速度規制は、一般的な速度規制とどのように違うのですか？

A 1 速度規制は個々の道路（路線）ごとに実施するのが一般的ですが、「ゾーン30」では、区域を定めて速度規制を実施することで、対象区域内の道路に最高速度30キロメートル毎時の速度規制が適用されることとなります。

Q 2 なぜ30キロ規制なのですか？

A 2 右のグラフのとおり、自動車と歩行者が衝突した場合、自動車の速度が時速30キロを超えると、歩行者の致死率が急激に上昇します。このため、生活道路を走行する自動車の速度を時速30キロ以下に抑制することとしたものです。

自動車の速度と歩行者の致死率



注 1 平成17年から21年中に幅員5.5メートル未満の単路で発生した人对車両事故の分析による。
2 致死率とは、死傷者数に対する死者数の割合をいう。

Q 3 「ゾーン30」を整備する区域はどのようにして決められるのですか？

A 3 交通量や交通事故の発生状況等をもとに、警察が道路管理者や地域の皆さんと協議・調整して決定する場合や、地域の皆さんからの御要望を踏まえて整備の必要性等を検討して決定する場合などが考えられます。

なお、「ゾーン30」は、幹線道路等に囲まれている、生活道路が集まった市街地の区域に整備します。

Q 4 「ゾーン30」の整備と通学路の安全対策はどのような関係にありますか？

A 4 生活道路が集まった区域に通学路が含まれている場合には、「ゾーン30」を整備することは通学路の安全対策上も有効であると考えられます。

5 「ゾーン30」における整備事例

対策実施前

対策実施後



ゾーン入口の明示(美川小学校周辺の事例)



ゾーン入口の明示(南部中学校周辺の事例)



車道幅員の縮小(他県の事例)

6 石川県内「ゾーン30」整備状況（H31.3現在）

| | 市町村 | 管轄署 | 整備区域 | 整備年月 |
|---|------|-----|-------------------|--------|
| ① | 金沢市 | 金沢中 | 額新保3丁目 | H23.8 |
| ② | 金沢市 | 金沢中 | 天神町1丁目 | H26.3 |
| ③ | 金沢市 | 金沢中 | 泉が丘2丁目 | H27.8 |
| ④ | 金沢市 | 金沢中 | 西泉1丁目・2丁目 | H29.2 |
| ⑤ | 金沢市 | 金沢東 | 瓢箪町 | H26.12 |
| ⑥ | 金沢市 | 金沢東 | 長田1丁目・2丁目 | H28.1 |
| ⑦ | 金沢市 | 金沢西 | 東力町、間明町2丁目、入江3丁目 | H26.12 |
| ⑧ | 金沢市 | 金沢西 | 駅西新町3丁目 | H28.8 |
| ⑨ | 加賀市 | 大聖寺 | 片山津温泉 | H25.3 |
| ⑩ | 加賀市 | 大聖寺 | 庄町、七日市町、津波倉町 | H29.9 |
| ⑪ | 小松市 | 小松 | 光陽町 | H27.10 |
| ⑫ | 小松市 | 小松 | 西軽海町1～4丁目、希望丘、軽海町 | H27.10 |
| ⑬ | 小松市 | 小松 | 西町、寺町、大文字町 | H25.3 |
| ⑭ | 小松市 | 小松 | 村松町 | H28.10 |
| ⑮ | 小松市 | 小松 | 二ツ梨町 | H28.10 |
| ⑯ | 小松市 | 小松 | 今江町 | H30.3 |
| ⑰ | 小松市 | 小松 | 島町、箕輪町 | H31.3 |
| ⑱ | 能美市 | 能美 | 寺井町 | H25.8 |
| ⑲ | 能美市 | 能美 | 中町、浜町 | H30.3 |
| ⑳ | 白山市 | 白山 | 白峰 | H26.9 |
| ㉑ | 白山市 | 白山 | 美川町 | H31.2 |
| ㉒ | 野々市市 | 白山 | 新庄2丁目 | H28.8 |
| ㉓ | かほく市 | 津幡 | 宇野気 | H26.9 |
| ㉔ | 津幡町 | 津幡 | 井上の荘2丁目 | H26.11 |
| ㉕ | 津幡町 | 津幡 | 井上の荘1丁目、中橋 | H29.8 |
| ㉖ | 志賀町 | 羽咋 | 高浜町（高浜小学校付近） | H26.2 |
| ㉗ | 志賀町 | 羽咋 | 高浜町（志賀町役場付近） | H26.8 |
| ㉘ | 志賀町 | 羽咋 | 高浜町（志賀高校付近） | H26.8 |
| ㉙ | 七尾市 | 七尾 | 小丸山台1丁目・2丁目、小島町 | H26.12 |
| ㉚ | 輪島市 | 輪島 | 河井町 | H28.9 |
| ㉛ | 穴水町 | 輪島 | 大町 | H24.10 |
| ㉜ | 珠洲市 | 珠洲 | 野々江町 | H26.8 |

整備地区①：金沢市額新保3丁目地内（整備年月：平成23年8月）



整備地区②：金沢市天神町1丁目地内（整備年月：平成26年3月）



整備地区③：金沢市泉が丘2丁目（整備年月：平成27年8月）



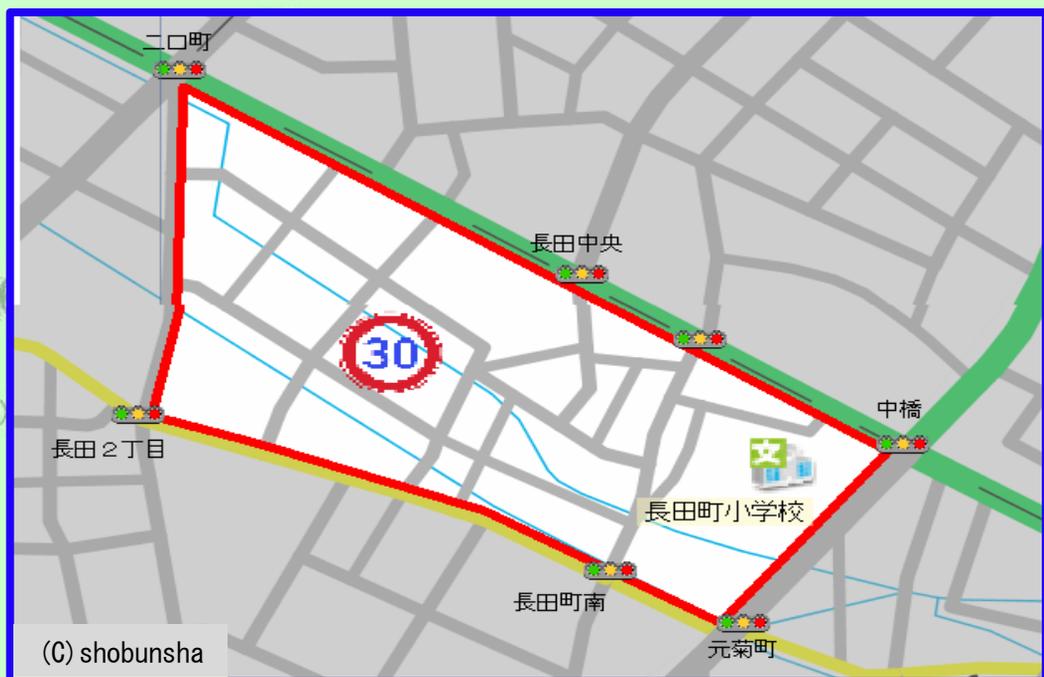
整備地区④：金沢市西泉1丁目、2丁目地内（整備年月：平成29年2月）



整備地区⑤：金沢市瓢箪町（整備年月：平成26年12月）



整備地区⑥：金沢市長田1丁目、2丁目地内（整備年月：平成28年1月）



整備地区⑦：金沢市東力町、間明町2丁目、入江3丁目地内
(整備年月：平成26年12月)



整備地区⑧：金沢市駅西新町3丁目地内 (整備年月：平成28年8月)



整備地区⑨：加賀市片山津温泉地内（整備年月：平成25年3月）



整備地区⑩：加賀市庄町、七日市町、津波倉町地内（整備年月：平成29年9月）



整備地区⑪：小松市光陽町（整備年月：平成27年10月）

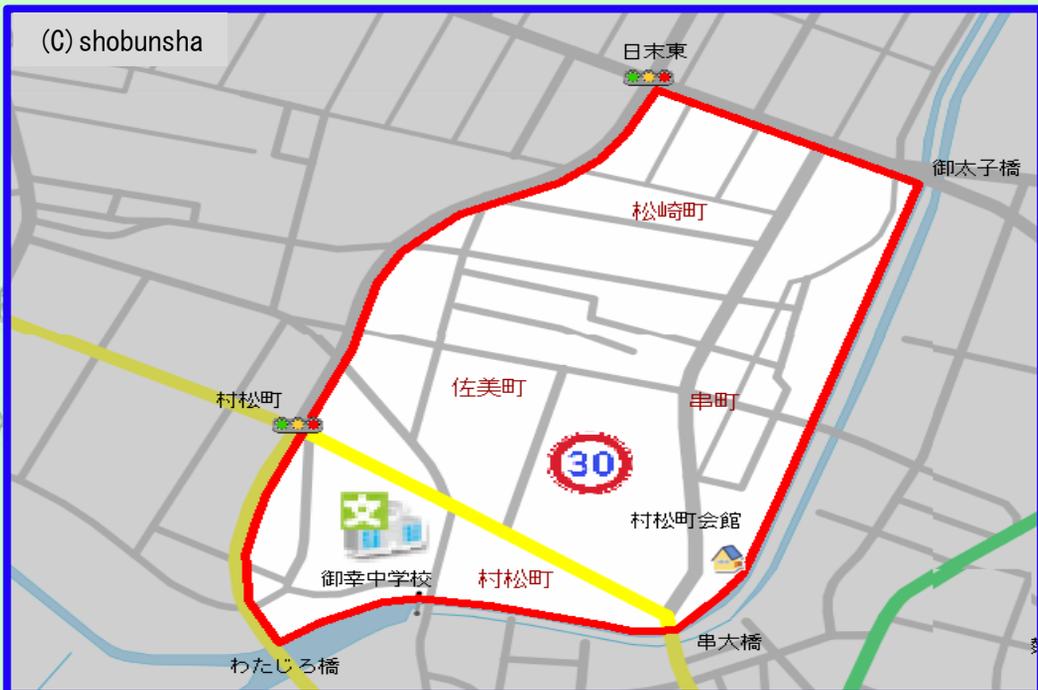
整備地区⑫：小松市西軽海町 1～4丁目、希望丘、軽海町地内
（整備年月：平成27年10月）



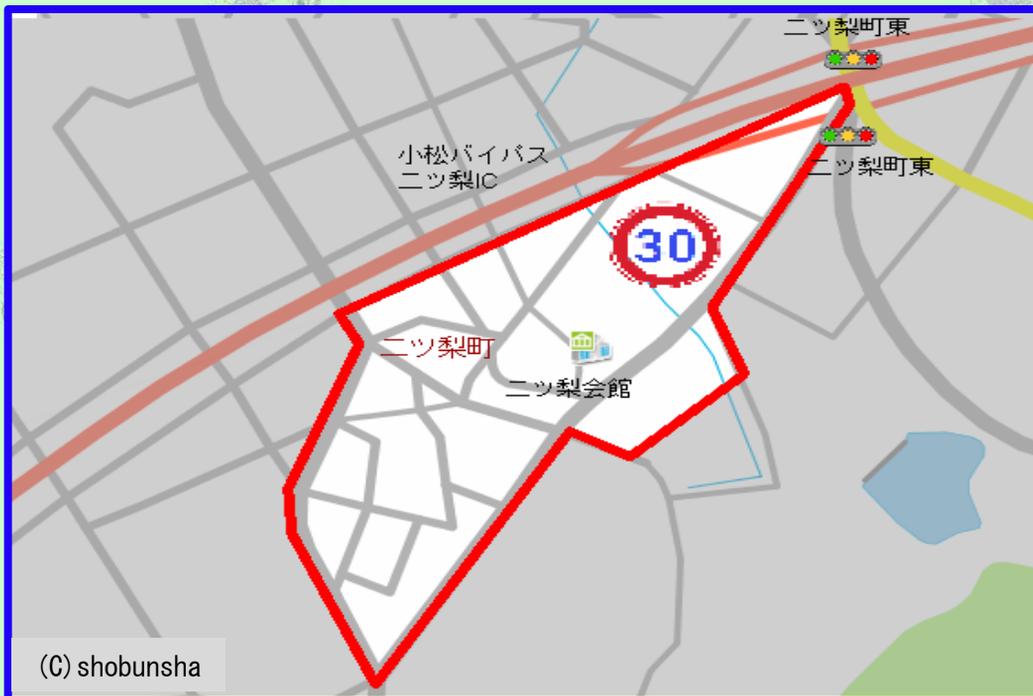
整備地区⑬：小松市西町、寺町、大文字町（整備年月：平成25年3月）



整備地区⑭：小松市村松町地内（整備年月：平成28年10月）



整備地区⑮：小松市二ツ梨町地内（整備年月：平成28年10月）



整備地区⑯：小松市今江町地内（整備年月：平成30年3月）



整備地区⑰：小松市島町、菟輪町地内（整備年月：平成31年3月）



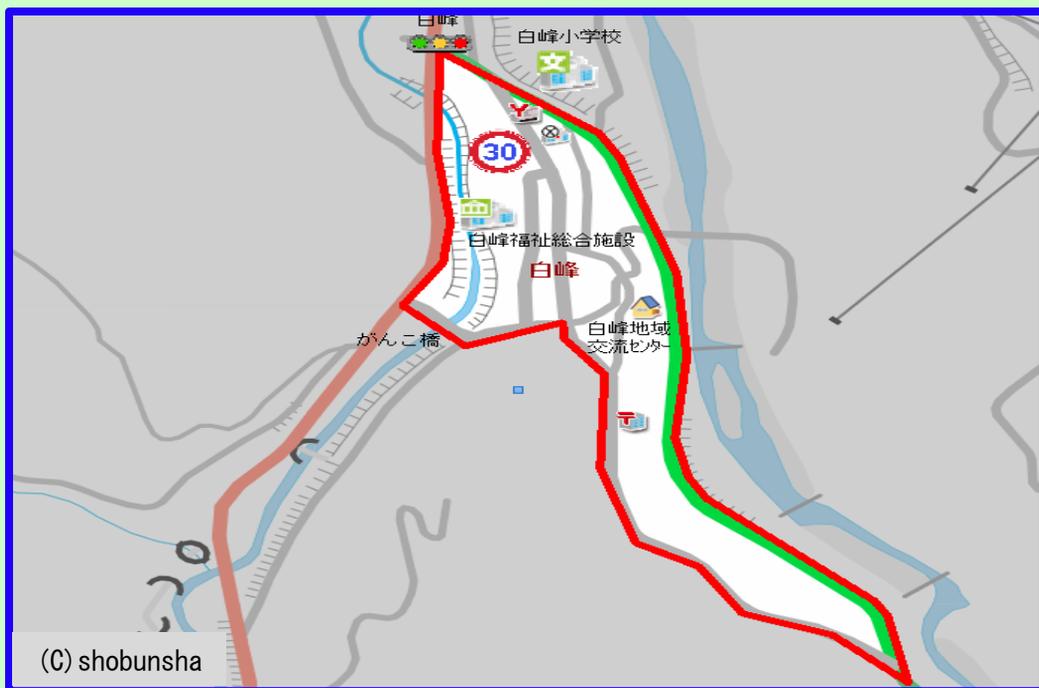
整備地区⑱：能美市寺井町地内（整備年月：平成25年8月）



整備地区⑱：能美市中町地内（整備年月：平成30年3月）



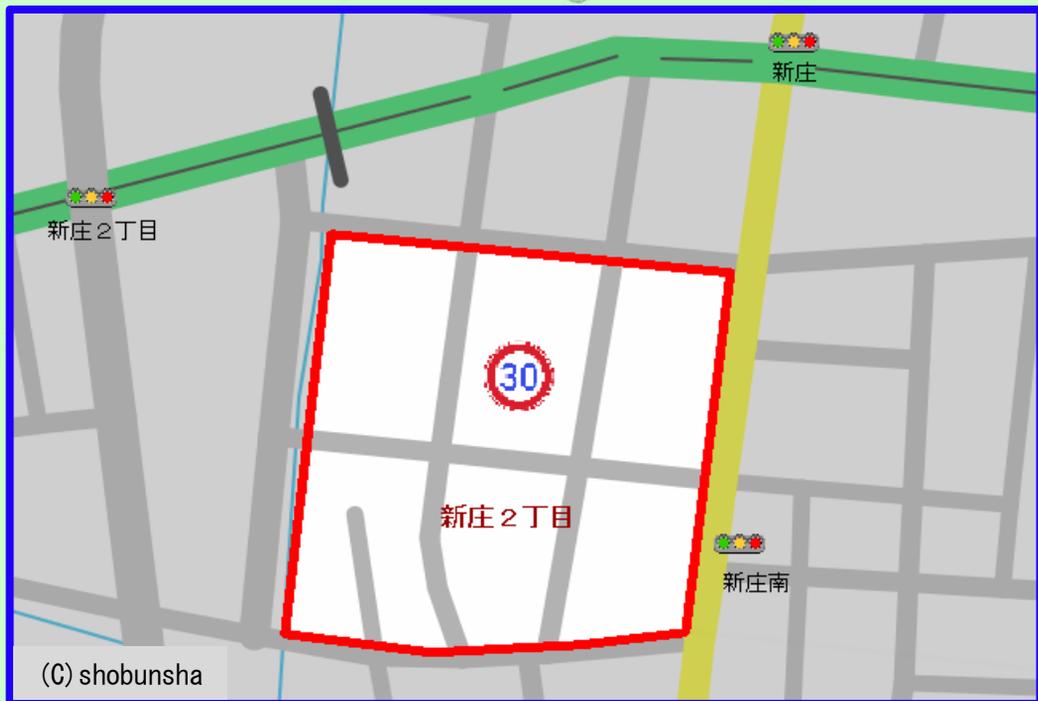
整備地区⑳：白山市白峰地内（整備年月：平成26年9月）



整備地区②：白山市美川町地内（整備年月：平成31年2月）



整備地区②：野々市市新庄2丁目地内（整備年月：平成28年8月）



整備地区㉓：かほく市宇野気地内（整備年月：平成26年9月）



整備地区㉔：津幡町井上の荘2丁目地内（整備年月：平成26年11月）

整備地区㉕：津幡町井上の荘1丁目、中橋地内（整備年月：平成29年8月）



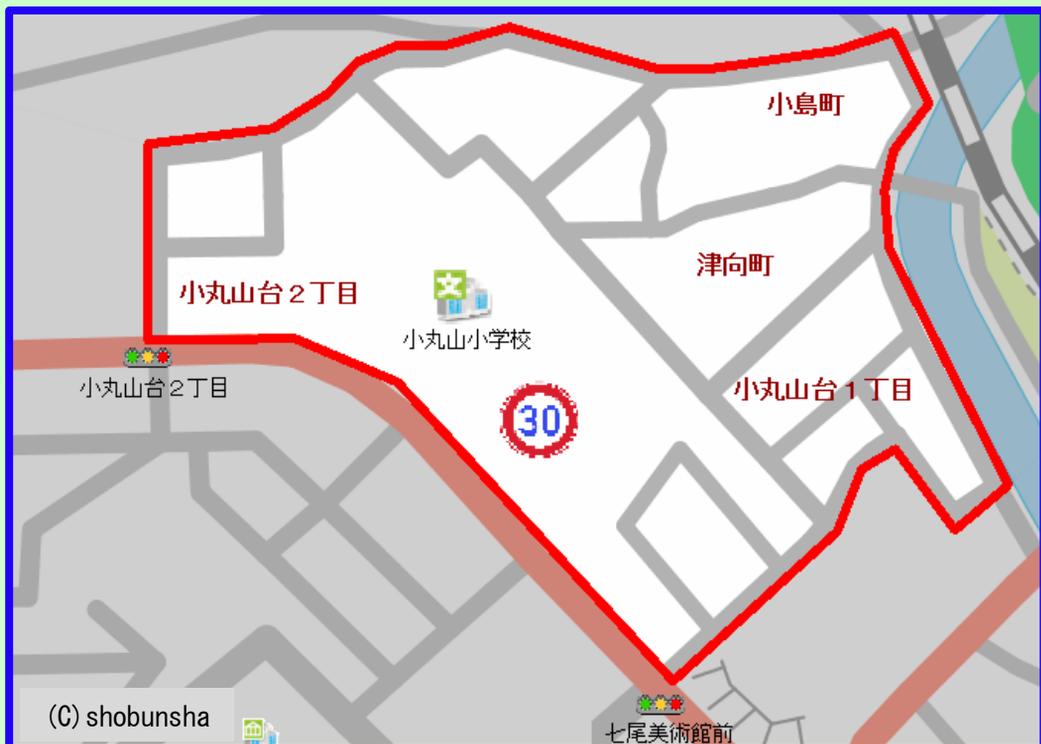
整備地区⑳：志賀町高浜町地内、高浜小学校付近（整備年月：平成26年2月）

整備地区㉑：志賀町高浜町地内、志賀町役場付近（整備年月：平成26年8月）

整備地区㉒：志賀町高浜町地内（整備年月：平成26年8月）



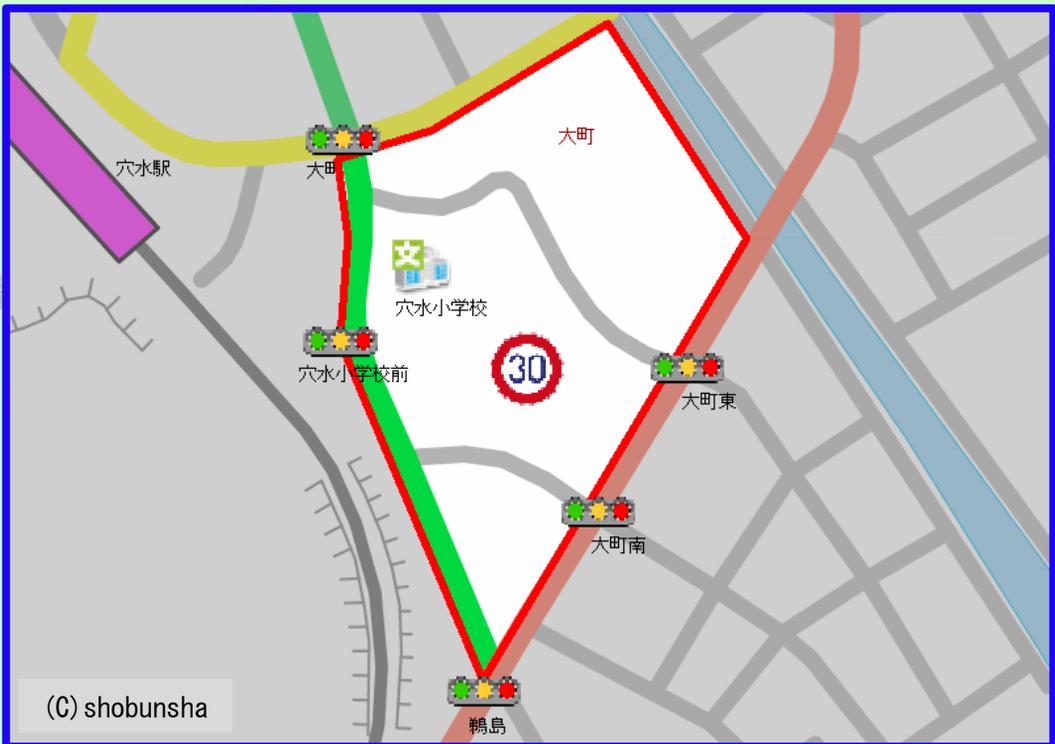
整備地区㉓：七尾市小丸山台1丁目、2丁目、小島町地内（平成26年12月）



整備地区⑩：輪島市河井町地内（整備年月：平成28年9月）



整備地区⑪：穴水町大町地内（整備年月：平成24年10月）



整備地区③②：珠洲市珠洲野々江町地内（道路整備年月：平成26年8月）



赤線に囲まれた区域は、付近に小学校や福祉施設等がある歩行者や自転車の通行が多い生活道路です。

ドライバーの皆さんは、通り抜け道路（ショートカット）として通行せず、ゆっくり、ゆとりを持った安全運転を心がけましょう。

